

緊急事態宣言に伴う休業要請又は営業時間短縮要請に関する

京都府緊急事態措置協力金 【大規模施設等への協力金】

- [令和3年4月25日（日）～5月11日（火）実施分]
- [令和3年5月12日（水）～5月31日（月）実施分]
- [令和3年6月 1日（火）～6月20日（日）実施分]

～申請の手引き～

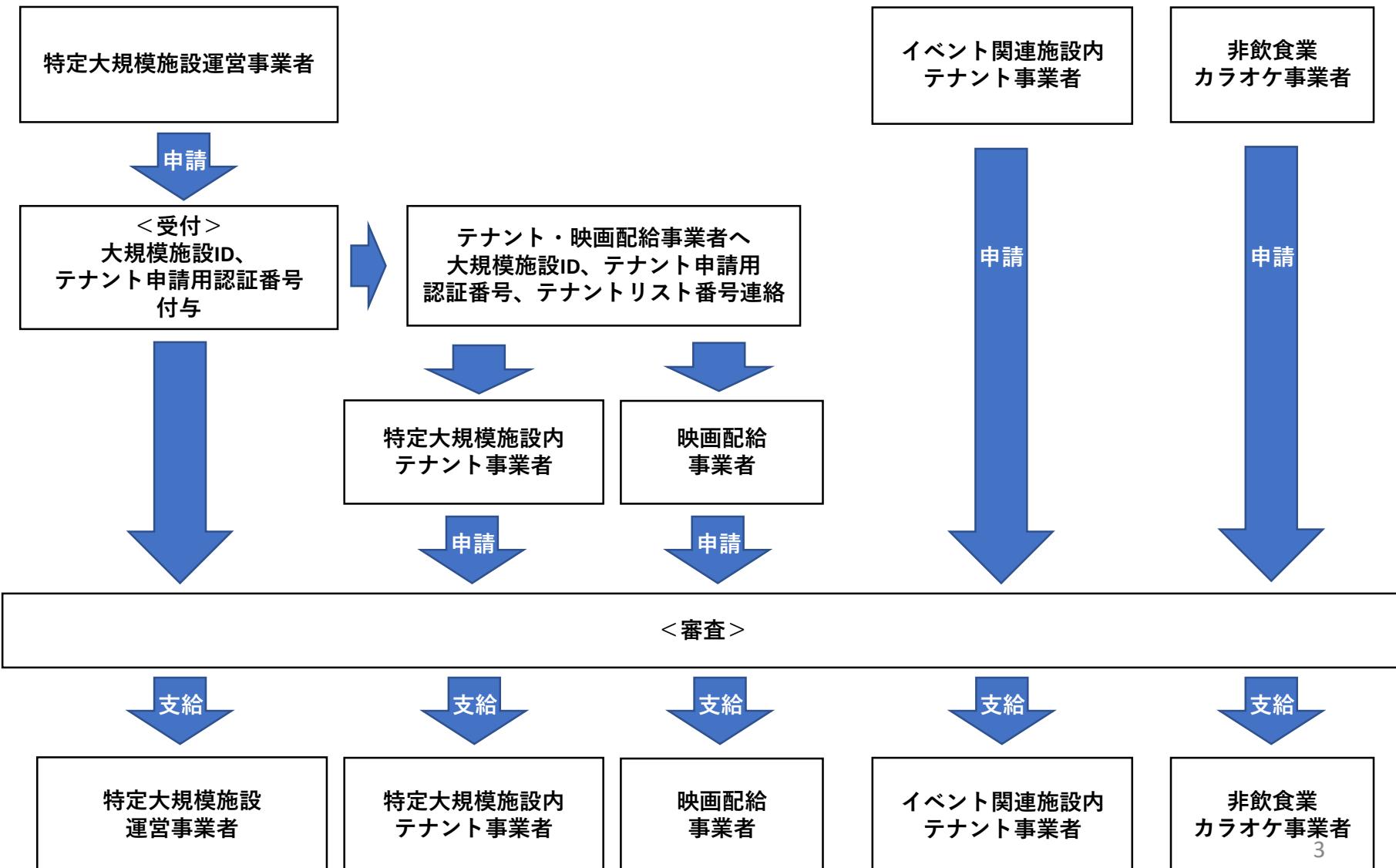
令和3年6月

京都府

目次

- 申請の流れ
- 対象施設について
 - 特定大規模施設
 - テナント事業者
 - 特定大規模施設映画館
 - 映画配給会社
 - 非飲食業カラオケ事業者
- 施設の床面積の考え方
- 自己利用面積の考え方
- 協力期間の考え方
- WEB申請方法について
- 郵送申請について

申請の流れ



対象施設～特定大規模施設①～

建築物の床面積の合計が1,000m²を超える特定大規模施設の運営事業者で、当該施設の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有し、休業要請、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります
イベント関連施設の運営事業者は対象となりません

■ 0001：商業施設

大規模小売店、百貨店、スーパー、ショッピングセンター（地下街を含む）、靴屋
衣料品店、寝具小売業、かばん・袋物小売業、下着類小売業、雑貨屋、文房具屋
酒屋、本屋、自転車屋、家電販売店、ホームセンター、リサイクルショップ
園芸用品店、鍵屋、家具屋、建具小売業、畳小売業、宗教用具小売業
金物・荒物小売業、化粧品小売業、新聞小売業、楽器小売業、写真機・写真材料小売業
時計・眼鏡・光学機械小売業、たばこ・喫煙具専門小売業、建築材料小売業、
自動車（二輪自動車含む）販売店、カー用品店、花屋、宝石類や金銀の販売店、
住宅展示場、古物商（質屋、リサイクルショップを除く）、金券ショップ、古本屋、
おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、
アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店

※専ら生活必需物資の販売を行う施設を除く

対象施設～特定大規模施設②

■ 0002：屋内運動施設

体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等

■ 0003：屋内遊戯施設

マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等

■ 0004：遊興施設

個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等

※ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

■ 0005：サービス業

スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等

※生活必需物資の売り場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く

■ 0006：映画館等

映画館、プラネタリウム

詳しくは、対象施設～特定大規模施設
映画館のページを参照ください

対象施設～特定大規模施設③（映画館を除く）

申請について	<p>テナント等リスト（様式J-1～J-4）を作成してください（対象となる店舗がない場合は、「なし」と記載してください）。</p> <p>申請受付後、「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」が確認画面に表示されます。印刷頂くか、ご自身のマイエリアからご確認ください。</p> <p>また、テナント等リストに記載した店舗等の番号（テナントリスト番号）と合わせて、入居されているテナント事業者等に周知してください。これらは、テナント事業者等が申請する際に必要となります。</p> <p>尚、施設区分（0001～0006）は、テナント事業者等へ引き継がれますので間違いないよう入力ください。間違った場合は、速やかにコールセンターへお問い合わせください。</p>
書類について	<p>添付書類一覧は、要項の別表2＜映画館以外の特定大規模施設運営事業者＞です。</p> <p>支給額計算書は、商業施設、屋内遊戯施設、遊興施設、サービス業を営む施設は「様式A：支給額計算書（特定大規模施設運営事業者）」を、屋内運動施設は「様式B：支給額計算書（屋内運動施設運営事業者）」を使用してください。</p>

対象施設～特定大規模施設④

要請の対象とならない**生活必需物資**の売場については、以下の一覧を参照してください。

■商業施設における生活必需物資の扱いについて

4月25日～5月11日	5月12日～5月31日	6月1日～6月20日
食品	食品	食品
医薬品	医薬品	医薬品
医療機器その他衛生用品	医療機器その他衛生用品	医療機器その他衛生用品
再生医療等製品	再生医療等製品	再生医療等製品
燃料	燃料	燃料
農業用資材	農業用資材 化粧品	農業用資材 化粧品 衣料品 家電製品 本 文房具

対象施設～特定大規模施設内のテナント事業者

床面積の合計が1,000m²を超える特定大規模施設のテナント事業者で休業要請、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

申請について	入居する大規模施設の運営事業者に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」「テナントリスト番号」を確認の上、施設ごとに申請してください。申請時には、このID等が必要となります。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表3＜特定大規模施設内のテナント事業者＞です。支給額計算書は、商業施設、屋内遊戯施設、遊興施設、サービス業を営む施設内のテナント事業者は「様式D：支給額計算書（特定大規模施設内のテナント事業者）」を、 屋内運動施設内のテナント事業者は「様式E：支給額計算書（屋内運動施設内のテナント事業者）」を、 映画館内のテナント事業者は「様式F：支給額計算書（映画館内のテナント事業者）」を使用してください。

対象施設～イベント関連施設内のテナント事業者

床面積の合計が1,000m²を超えるイベント関連施設内のテナント事業者で、無観客開催要請に伴い休業した場合又は営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

申請について	テナント事業者の協力金申請にあたって、大規模施設ID等は不要です。 (イベント関連施設の運営事業者は、協力金の申請対象外のため)
書類について	添付書類一覧は、要項の別表4 <イベント関連施設内のテナント事業者>です。支給額計算書は、「様式G：支給額計算書（イベント関連施設内のテナント事業者）」を使用してください。

対象施設～特定大規模施設である映画館～

床面積の合計が1,000m²を超える特定大規模施設である映画館の運営事業者で当該施設の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有し、休業要請、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

■大規模施設である映画館の運営事業者について

申請について	テナント等リスト（様式J-1～J-5）を作成してください（対象となる店舗がない場合は、「なし」と記載してください）。 申請受付後、「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」が確認画面に表示されます。印刷頂くか、ご自身のマイエリアからご確認ください。 また、テナント等リストに記載した店舗等の番号（テナントリスト番号）と合わせて、映画配給事業者及び入居されているテナント事業者等に周知してください。これらは、映画配給事業者等が申請する際に必要となります。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表5＜特定大規模施設である映画館運営事業者＞です。 支給額計算書は、「様式C：支給額計算書（映画館運営事業者）」を使用してください。 ※作品の配給を受けるすべての映画配給事業者から時短営業に伴う協力金の申請について委任を受け、代理申請を行う場合は、「様式C-2：支給額計算書（映画館運営事業者）」を使用してください。

■大規模施設のテナントとして入居する映画館について

申請について	大規模施設内のテナント事業者の扱いとなります。P8又はP9のテナント事業者を参照してください。
--------	---

対象施設～映画配給事業者～

特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ作品を配給する事業者で、配給した作品の上映回数が、映画館の休業等により減少した場合、支給対象となります

申請について	作品を配給する映画館に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」「テナントリスト番号」を確認の上、映画館ごとに申請してください。申請時にこのID等が必要となります。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表6<映画配給事業者>です。 支給額計算書は、「様式H：支給額計算書（映画配給事業者）」を使用してください。

対象施設～非飲食業カラオケ事業者～

面積等に関わらず、休業に協力いただいた場合、支給対象となります

申請について	大規模施設のテナントとして入居している場合であっても、申請にあたって「大規模施設ＩＤ」等は必要ありません。
書類について	添付書類一覧は、別表7 <非飲食業カラオケ事業者>となります。 休業に協力いただいた日を直接申請フォームに登録していただくこととなるため、支給額計算書のダウンロード、作成は不要です。

※床面積1,000m²を超える場合は、特定大規模施設運営事業者要件をご確認ください。

施設の床面積の考え方①

床面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるか否かの判断

→特措令第11条第1項に規定する施設ごとの建築物の床面積で判断します
必ずしも建築物全体の床面積では判断しません

オフィス	
オフィス	
オフィス	
オフィス	
対象	雑貨屋 $1,200\text{m}^2$
	花屋 300m^2

建築物全体の床面積では
 $1,000\text{m}^2$ を超えていが
花屋のみの床面積で判断する

対象外

ただし、ショッピングモールのように1階フロア全体（本屋、花屋）の運営事業者がおり、当該運営事業者が休業を決定する権限を有する施設である場合は、1階フロア全体の床面積で判断します。

施設の床面積の考え方②

※自己利用部分面積の考え方とは異なります。

「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しない

■施設事例

施設	建築物の床面積の考え方
ゴルフ場	建築物であるクラブハウスの床面積は含むが、コースの面積は含めません
テーマパーク、遊園地	屋外パレード等の園内土地の面積は含めません
百貨店、マーケット等	施設使用制限の対象外である生活必需物資の売り場面積等を含めます

■施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

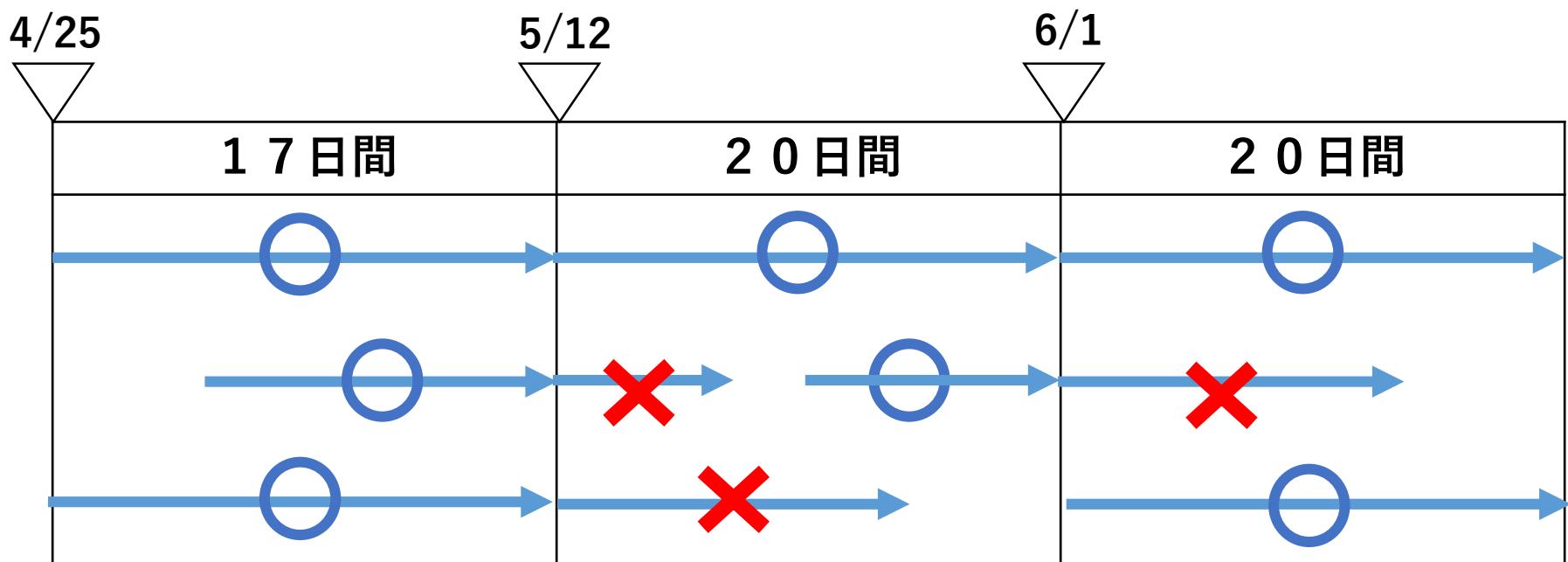
例1) 同一敷地内に百貨店の1号館と2号館が存在する場合 → 床面積を合算できます。
それぞれ1,000m²を超え、建築物として独立性を有する場合は、それぞれ特定大規模施設として申請することもできます。

例2) 同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているアウトレットモールの場合 → 全ての建築物の床面積を合算できます

例3) 同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合
→当該駐車場の床面積も含めます（露天駐車場の面積は含めません）

協力期間の考え方

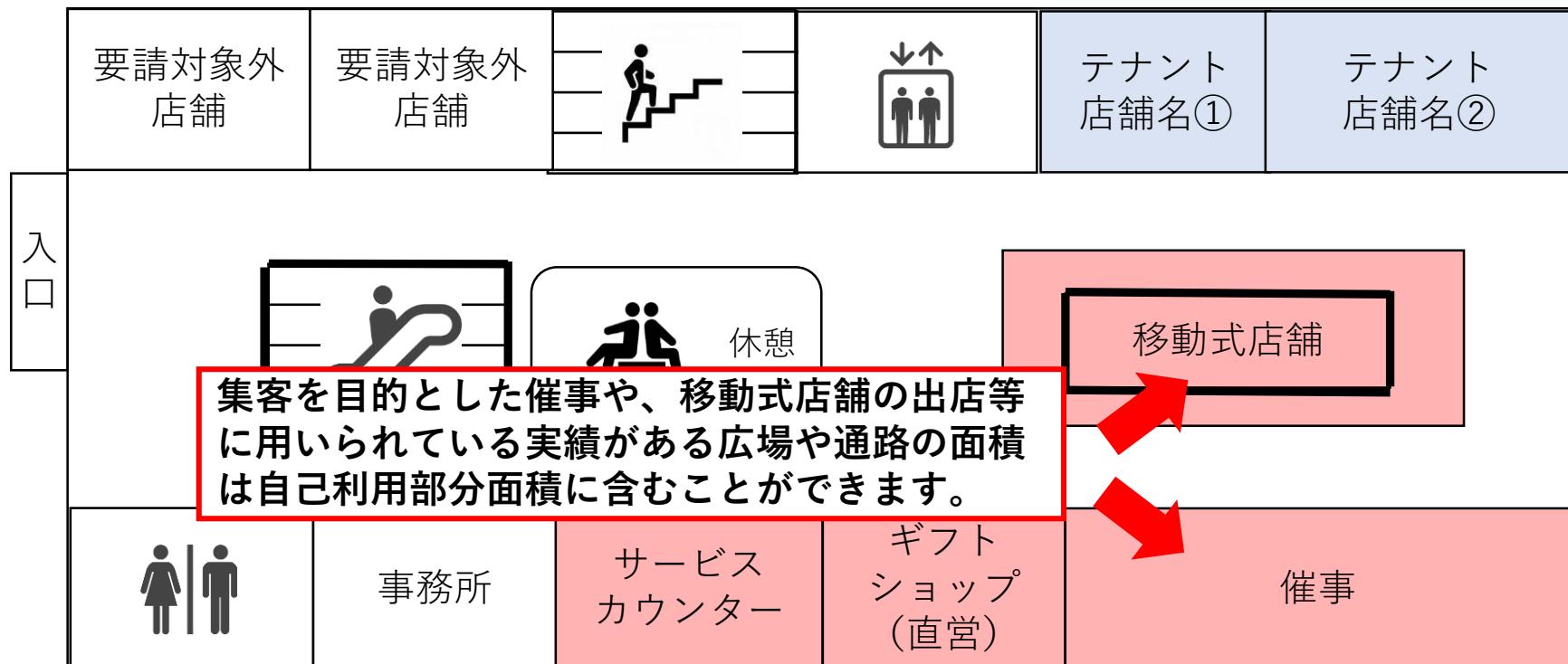
京都府の要請期間のうち、各要請期間ごとに、協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じた者であること。各要請期間において、協力開始日以降、各要請期間の終期までの間に、要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。



自己利用部分面積の考え方

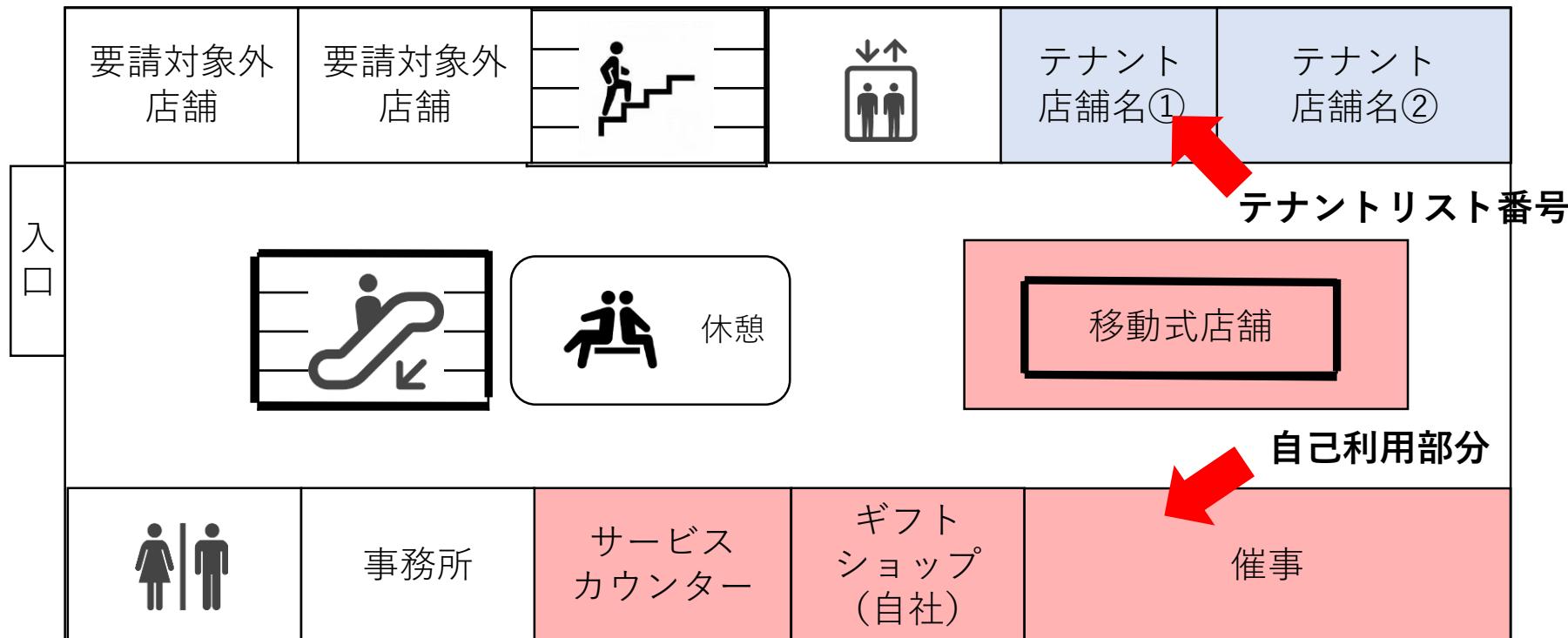
施設の延べ床面積が分かる資料（建物登記簿謄本、不動産契約書、建築確認済証等）をご提出ください。

自己利用部分面積の考え方（イメージ）



区画の明示、面積の記載等について

- * 下図のようにテナント等リストに記載の各店舗の区画及び番号、自己利用部分の区画並びに要請対象外の範囲を明示してください。
- * 延床面積〇〇〇m²、自己利用部分面積〇〇〇m²を記載してください



WEB申請の流れ（大規模施設運営事業者） (映画館を含む)

準備

要項をご覧いただき、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

京都府ホームページから申請してください

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo.html>

登録

申請メニューより、対象施設を選択し、フォームに沿って登録してください。

施設区分は入居するテナントへ引き継がれますので、入力間違いにご注意下さい。

受付

申請受付後、確認画面に受付番号・大規模施設ID・テナント申請用認証番号が表示されます。また、受付番号と設定頂いたパスワードにより、マイエリアからも確認頂けます。

大規模施設ID・テナント申請用認証番号は、テナントリスト番号と合わせ、入居するテナント事業者、映画配給会社へご連絡ください。

WEB申請の流れ

(大規模施設内テナント事業者)
(映画館配給事業者)

準備

要項をご覧いただき、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

入居している大規模施設運営事業者から、大規模施設ID、テナント申請用認証番号、テナントリスト番号を確認し、京都府HPより京都府ホームページから申請してください

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo.html>

登録

申請画面で、**入居している大規模施設の【施設区分】**を確認頂き、フォームに沿って登録してください。【施設区分】に間違いがある場合は、速やかにコールセンターへご連絡ください。

受付

申請が完了しましたら、受付完了メールが届きます。必ず受付番号をご確認ください。

WEB申請の流れ（イベント関連施設内テナント事業者）

準備

要項をご覧いただき、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

京都府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikei.html>

登録

申請メニューより、対象施設を選択し、フォームに沿って登録してください。

受付

申請が完了しましたら、受付メールが届きます。必ず受付番号をご確認ください。

WEB申請の流れ（非飲食業カラオケ事業者）

準備

要項をご覧いただき、必要な書類をご準備ください。

申請

京都府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください

URL : <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikei.html>

登録

申請メニューより、対象施設を選択し、フォームに沿って登録してください。

受付

申請が完了しましたら、受付メールが届きます。必ず受付番号をご確認ください。

WEB申請にあたっての注意事項

WEB申請動作環境

【パソコン】

Google Chrome 最新版（推奨）

Microsoft Edge 最新版

Safari 最新版 MacOS版のみ（推奨）

Internet Explorer 11（動作対象外）

WEB申請

京都府HPより施設選択を行うと対象施設により、申請フォームが表示されます。

【特定大規模施設運営事業者】
【イベント関連施設内のテナント事業者】
【非飲食業カラオケ事業者】

京都府緊急事態措置協力金
(特定大規模施設運営事業者の協力金)

必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

施設情報の入力 入力した施設情報の確認 テナント申請用情報の発行 協力金申請 申請内容の確認 協力金申請完了

個人情報の取り扱い [必須] 同意します
入力いただくお客様の個人情報は、お客様との連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のため
に利用させていただきます。本事業は、京都府から委託を受け、株式会社JTBが行います。入
力頂くお客様の個人情報は、お客様との連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のために利
用させて頂きます。また、申請いただいた手続きに必要な範囲内で、業務委託会社に対しお客様の
個人情報を提供いたします。

申請者について

申請者種別（法人・個人） [必須] 法人 個人事業主

【特定大規模施設内のテナント事業者】
【映画配給事業者】

大規模施設ID

テナント申請用認証番号

ログイン

ご登録される情報は、暗号化された通信(SSL)で保護され、プライバシーマークやISO27001/JIS Q 27001,
ISO27017, ISO20000-1, ISO9001などの認証を取得している株式会社バイドピットによる情報管理システム
「スピアル」で安全に管理されます。



入居する大規模施設運営事業者、または
映画館運営事業者に施設ID、テナント
申請用に証番号を確認してください

申請フォーム～施設情報の登録①～

申請者について

申請者種別（法人・個人） **[必須]**

- 法人
- 個人事業主

申請者名称（法人名・個人事業主
は屋号） **[必須]**

例) 有限会社京都産業

申請者名称（法人名・個人事業主
は屋号） **[必須]**

例) ユウゲンガイシャキヨウトサンギョウ

申請者住所：郵便番号 **[必須]**

 -

※半角数字にて入力

振込先について

金融機関名 **[必須]**

※振込先口座は申請者の口座に限ります。

本申請に係る連絡先について

担当連絡先：部署名

最初に要請にご協力いただいた
申請者様に関する情報、施設に
に関する情報を入力いただきます。

注：前の画面に戻るときは、必ず
「戻る」ボタンで戻ってください。
ブラウザで戻ると入力情報が消え
しまいますのでご注意ください。

申請フォーム～施設情報の登録②～

要請等に協力した施設について

協力した施設：施設の種類 [必須]

施設の種類（具体的に記入してください） [必須]

協力した施設：施設・店舗名称 [必須]

----- 選択してください -----
----- 選択してください -----
0001 商業施設
0002 屋内運動施設
0003 屋内遊技施設
0004 遊興施設
0005 サービス業
0006 映画館等
0007 劇場等
0008 集会・展示施設
0009 ホテル・旅館
0010 屋外運動施設
0011 屋外遊戯施設
0012 博物館等
0013 非飲食業カラオケ店

名称の施設が複数存在する場合は、必ず店名も含めてご入力

必要書類および誓約書について

アップロードにあたっての注意事項

- 添付可能なファイルは、JPG(JPEG含む)、PNG、PDF、ZIPです。
- 最新のiOSでは、画像形式がJPEGから「HEIF」に変更されていますが、このHEIF/HEICでの添付は受けできません。
- 各項目1ファイルのみ選択できます。複数枚の情報は、ZIP圧縮のうえご添付ください。
- アップロード可能な容量は1ファイル10MB以内です。
- 画像がぼやけているか、必要な情報が切れていなか、必ずご確認ください。
- 複数のファイルを同時に送信するため、通信環境によりアップロードに失敗する場合があります。
- 通信が中断した場合などエラー番号1851が表示された場合は、別の通信環境や端末から送信ください。
- 古いバージョンのブラウザやスマホ・タブレット端末をお使いの場合、ファイル送信が正しくできない場合がございます。
- オンラインストレージ上のファイルを直接選択されても、正しくアップロード出来ないケースが報告されていますので、一旦端末上に保存してから選択してください。
- 拡張子がないファイルをアップロードされますと、404エラーが表示されます。

施設に関する情報を入力するにあたり施設コードを選択してください。
映画配給事業者の方は、
【0006映画館等】
を選択してください。
間違って選択で申請した場合は修正が必要ですのでコールセンターへお問い合わせください。

要項の別表にあります提出物を
アップロードいただきます。
アップロードにあたっては、
注意事項をよくお読みください。

申請フォーム～施設情報の登録③～

パスワード **[必須]**

※半角英数字

(確認用)

※特定大規模施設としての申請状況を確認する際や、提出書類に不備があり追加送信する際に使用します。

※テナント申請者には伝えないで下さい。

入居テナントの申請に必要な情報について

大規模施設ID **[必須]**

※半角英数字およびハイフンで32文字以内

施設名称をローマ字で入力ください。

※入居されているテナント施設が申請する際に使用します。

※同一名称で複数ある施設は、必ず支店名称も含めてください。

今後、マイエリアに入る際の
パスワードを設定いただきます

大規模施設運営事業者、または大規模映画館運営事業者は、施設IDを作成いただくことになります。
入居するテナント事業者、映画配給会社と共有する情報となります。



施設ID設定を行う
大規模施設運営事業者
P 27へ



施設ID設定を行う大規模施設
運営事業者以外
P 28へ
内、非飲食カラオケ事業者は
P 29へ

申請フォーム～大規模施設運営事業者

申請者情報登録



店舗名： OOOO

テナント事業者の申請には、下記の情報が必要です。

大規模施設ID： OOOO ←

テナント申請用認証番号： OOOO ←

テナントリスト番号：※店舗ごとに個別の番号

大規模施設様に任意で
設定頂きます。

4桁番号が自動発番されます。

申請URL

<https://area34.smp.ne.jp/area/swtch/00002G0005e79CoWDA/Entrance-MallTenant>



入居するテナント事業者、
映画配給会社へご連絡ください。

申請受付期間：令和3年6月28日(月)～8月2日(月)



協力金申請情報登録



申請内容の確認



受付・受付番号の発行

確認後、メールにて受付番号が
届きます。ご確認ください。

注：前の画面に戻るときは、必ず
「戻る」ボタンで戻ってください。
ブラウザで戻ると入力情報が消えて
しまいますのでご注意ください。

申請フォーム～

(大規模施設内テナント事業者)
(映画館配給事業者)

京都府緊急事態措置協力金

(テナント事業者・映画配給事業者の協力金)

入力ページを用意しています。次へボタンを押してください。

今回の申請はどちらに該当しますか？

テナント施設

映画配給会社

該当の施設種類にチェックをしてください。

次へ

申請情報登録

申請内容の確認

受付・受付番号の発行

注：前の画面に戻るときは、必ず「戻る」ボタンで戻ってください。ブラウザで戻ると入力情報が消えてしましますのでご注意ください。

確認後、メールにて受付番号が届きます。
ご確認ください。

申請フォーム～非飲食業カラオケ事業者

休業要請等の協力日 [必須]

【凡例】

協力日: 休業要請等（休業又は時短営業）に応じた日

定休: 定休日等の店休日

対象外: 対象外の日

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	
<input type="radio"/> 協力日						
<input type="radio"/> 定休						

休業要請等の協力日 [必須]

【凡例】

協力日: 休業要請等（休業又は時短営業）に応じた日

定休: 定休日等の店休日

対象外: 対象外の日

日	月	火	水	木	金	土
						5/1
<input type="radio"/> 協力日						
<input type="radio"/> 定休						



申請内容の確認



受付・受付番号の発行

非飲食業カラオケ事業者は
施設登録と協力金申請が
同一画面となります。
協力日か休業日など該当
する項目を各日選んでください。

注: 前の画面に戻るときは、必ず
「戻る」ボタンで戻ってください。
ブラウザで戻ると入力情報が消え
てしまいますのでご注意ください。

確認後、メールにて
受付番号が届きます。
ご確認ください。

郵送申請について

やむを得ず、郵送申請となる場合は、京都府HPより申請書類をダウンロードして申請してください。

それでもなお難しい場合は、コールセンターへご相談ください。

大規模施設等協力金コールセンター

TEL:075-252-1330

月曜日から土曜日までの9時30分から17時30分

日曜日・祝日は休み

なお、特定大規模施設運営事業者、映画配給会社におかれましては、WEB申請のみとなります。